

令和３年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（新設）

要望元：林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		SPF 製材、Hem-Fir 製材								
改正要望の内容		SPF 製材、Hem-Fir 製材について、WCO（世界税関機構）による分類新設決定（4407.13号及び4407.14号）に合わせ、関税改正及び所要の調整を行う。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
4407.13		SPF のもの								税番新設
	XXX	1 厚さが160ミリメートル以下のもの								
		- かんながけし又はやすりがけしたもの				8%		2.88%	4.8%	細分新設
	XXX	- その他のもの				4.8%		2.88%	4.8%	細分新設
		2 その他のもの				無税				
4407.14	XXX	- かんながけし又はやすりがけしたもの								細分新設
		- その他のもの								細分新設
	XXX	Hem-Fir のもの				無税				税番新設
		1 かんながけし又はやすりがけしたもの								細分新設
	XXX	2 その他のもの								細分新設
	- 厚さが160ミリメートル以下のもの								細分新設	
	XXX	- その他のもの								細分新設
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		2022年1月1日以降								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>国際的な品目分類の統一を目的とする HS 委員会（注1）においては、5年ごとに品目分類の改訂が行われており、次回の改訂は2022年1月が予定されている。次回の改訂において、針葉樹製材（4407項）の下に、現行のHSコード（4407.11号：マツのもの、4407.12号：モミ又はトウヒのもの、4407.19号：その他のもの）に加え、「4407.13号：トウヒ、マツ及びモミの混合物（SPFのもの）」及び「4407.14号：ツガとモミの混合物（Hem-Firのもの）」の新設（注2）がHS委員会で提案され、WCO総会において承認されたところ。</p> <p>（注1）HS委員会は、品目表を定める国際条約である「商品の名称及び分類につ</p>								

	<p>いての統一システムに関する国際条約（HS 条約）」に基づき WCO に設置されている委員会であり、品目表の解釈及び適用の統一を図る観点から、HS 条約加盟国からの提案に基づき、個別物品の分類についての検討等を行っている。</p> <p>（注 2）新設される 4407.13 号及び 4407.14 号には、構成樹種の割合の不明なものが該当する。</p> <p><b>② 問題点</b></p> <p>我が国は HS 条約加盟国であり、HS 委員会の決定を遵守し、国際的な品目分類の統一に貢献していることから、WCO において決定された品目分類を我が国において執行するため、関税改正を行うことが必要不可欠である。</p> <p>また、関税改正を行わない場合、SPF 製材、Hem-Fir 製材に対する適用税率の混乱等の悪影響が想定される。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p><b>① 改正の方向性</b></p> <p>WCO において決定された品目分類に基づき、SPF 製材、Hem-Fir 製材について適切な関税改正を行う。</p> <p><b>② 改正目的達成予定時期</b></p> <p>2022 年 1 月</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p><b>① 改正によって期待される効果</b></p> <p>本改正によって、HS 委員会の決定を遵守しつつ、SPF 製材、Hem-Fir 製材について現行の取り扱いとの連続性を確保できる。</p> <p><b>② 改正によって生じうる影響</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>③ 改正の妥当性</b></p> <p>本改正によって、HS 委員会の決定を遵守しつつ、SPF 製材、Hem-Fir 製材について適用される関税率を維持することでき、改正を行うことによる悪影響は想定されず、改正を行わないことにより適用税率の混乱等の悪影響が想定されることから、改正することが妥当である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p><b>① 本要望に関連する政策評価</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>② 当該政策評価の結果と改正の関係</b></p> <p>本改正によって、SPF 製材、Hem-Fir 製材に対し適切な関税率を引き続き設定することができるとともに、適用税率の混乱等の悪影響を避けることができるため、税関分野における貿易円滑化の推進に寄与する。</p> <p><b>③ 政府方針と改正の関係</b></p> <p>該当なし</p>

	④ 関連措置 該当なし

○ 改正経緯

これまでの改正状況	かんながけされた SPF（マツ・モミ・トウヒ）製材については、HS2012 まで 1 ラインで分類されてきたが、HS2017 の改訂により、マツとモミ・トウヒの 2 ラインに分割されることとなり、合わせて関税改正が行われた。
措置による効果	上記改正により、かんながけされた SPF 製材について、マツ及びモミ・トウヒの構成割合が把握されるようになった。